

※裁判所に書類を提出する場合には、個人番号（マイナンバー）の表示のないものを提出してください。

子の監護に関する処分（面会交流）の申立てについて

1 はじめに

子の監護をすべき者その他子の監護について必要な事項は、夫婦がその協議で定めることになっていますが、父母間において、その協議がととのわず又は協議することができないときは、家庭裁判所にこれを定める調停又は審判の申立てをすることになります（民法766条1項、2項、3項、771条）。

この申立書は、離婚後又は別居中に子との面会交流を求める場合に使用してください（離婚調停の申立てに伴って離婚後の面会交流について話し合いたい場合は、「夫婦関係調整調停」申立書を使用してください。）。

2 申立てに当たって必要なもの

- (1) 申立書（必要事項を記入したもの） 原本1通，写し1通
- (2) 調停（審判）の進行に関する連絡メモ（必要事項を記入したもの）
- (3) 未成年者の戸籍謄本（全部事項証明書）1通

※ 原則として、発行日から3か月以内のものを提出してください。

- (4) 面会交流の時期，方法などの変更の申立ての場合は，過去の取り決めに関する書類

※ 調停調書写し，審判書写し，判決書写し，公正証書写し等

- (5) 収入印紙1200円分（子ども1人につき）

- (6) 郵便切手合計1230円分

（内訳：82円切手・10円切手・2円切手・1円切手をいずれも10枚ずつ，140円切手×2枚）

審判申立ての場合は，これに加えて，審判書特別送達費用として1072円分2組

※ 審理のために必要な場合は，追加書類の提出をお願いすることがあります。

※ 裁判所に提出した書類はお返しできませんのでコピーを取るなどして手元に控えを残しておいてください。

3 申立書の記入の仕方について

別添の記入例を参考にしてください。

4 申立人と相手方について

面会交流を求める父母の一方が申立人となり，他の一方が相手方となります。

5 申立書等の提出先について

調停の申立てをする場合の提出先は，原則として相手方の住所地を管轄する家庭裁判所です。審判の申立てをする場合の提出先は，子の住所地を管轄する家庭裁判所です。分からないときは，最寄りの家庭裁判所にお尋ねください。申立人と相手方との間に，これと異なる家庭裁判所で調停又は審判をすることの合意があれば，その合意した家庭裁判所でも調停又は審判ができます。ただし，申立ての際，申立人と相手方が作成した「管轄合意書」という書面を提出していただく必要があります。

6 裁判所に提出した書類について

申立書の写しは，法律の定めるところにより相手方に送付します。

また，申立書以外であなたが裁判所に提出した書類は，裁判官の判断により，相手方に見せたり，写しを交付することがあります。

7 申立て後の手続について

調停や審判の申立てがあると，裁判官や調停委員会が，双方から事情や意見を十分に聴き，子のために最も適切な解決ができるように手続を進めます。また，必要に応じて，調停や審判が円滑に進められるように，家庭裁判所調査官が事情を聴くこともあります。家庭裁判所から呼出しがあったときは，その日時を間違えないように必ず出頭してください。

なお，審判の申立ての場合でも，話し合いによるのが適当と考えられる場合などには，申立人や相手方の意見を聴いて，家庭裁判所の判断で調停を進めることがあります。また，調停を申し立てたときでも，最終的に話し合いがまとまらない場合には審判をすることになります。

8 問い合わせ先

〒652-0032 神戸市兵庫区荒田町3丁目46番1号

神戸家庭裁判所 家事受付係

電話078-521-5930

以上